

重要事項説明書 (指定居宅介護支援)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 27 年西宮市条例第 60 号)」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 喜望会
代表者氏名	理事長 谷向 茂厚
所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県西宮市今津水波町 6 番 3 0 号 谷向病院 電話 0798-33-0345・FAX 0789-22-8740
法人設立年月日	1951 (昭和 26) 年 10 月 17 日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	指定居宅介護支援事業所 おりーぶ
介護保険指定 事業所番号	2870908726
事業所所在地	兵庫県西宮市今津水波町 6 番 1 4 号
連絡先 相談担当者名	電話 0798-61-1430 ・ FAX 0798-61-1431 馬場 知守子
事業所の通常の 事業の実施地域	西宮市、 芦屋市、 尼崎市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、公正中正な立場で適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、日曜日、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時15分までとする。

(4) 事業所の職員体制

管 理 者		馬場 知守子	
職	職 務 内 容		人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。		常勤１名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。		１名以上（うち１名以上は常勤）

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

区分・要介護度			基本単位	利用料
居宅介護支援費（Ⅰ）				
（ⅰ）	介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 45 人未満の場合	要介護 1・2	1,086	12,000 円
		要介護 3・4・5	1,411	15,591 円
（ⅱ）	介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 人以上 60 人未満の部分	要介護 1・2	544	6,011 円
		要介護 3・4・5	704	7,779 円
（ⅲ）	介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 人以上の部分	要介護 1・2	326	3,602 円
		要介護 3・4・5	422	4,663 円
居宅介護支援費（Ⅱ）			基本単位	利用料
（ⅰ）	介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 50 人未満の場合	要介護 1・2	1,086	12,000 円
		要介護 3・4・5	1,411	15,591 円
（ⅱ）	介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 50 人以上 60 人未満の場合	要介護 1・2	527	5,823 円
		要介護 3・4・5	683	7,547 円
（ⅲ）	介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 60 人以上の場合	要介護 1・2	316	3,491 円
		要介護 3・4・5	410	4,530 円

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合

・居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合

・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない(やむを得ない場合を除く)場合

・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※ 居宅介護支援費(Ⅱ)はケアプランデータ連携システムの活用及び事務員の配置を行っている事業所に算定します。

※ 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費ii又はiiiを算定します。

(6) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		基本単位	利用料	算定回数等
要 介 護 度 に よ る 区 分 な し	初回加算	300	3,315 円	1 月につき
	特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,734 円	1 月につき
	特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,652 円	
	特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,569 円	
	特定事業所医療介護連携加算	125	1,381 円	
	特定事業所加算（A）	114	1,259 円	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,762 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合（1 月につき）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,210 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又翌々日に、必要な情報提供を行った場合（1 月につき）
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	4,972 円	<u>病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）</u>
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,630 円	<u>病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）</u>
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,630 円	<u>病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）</u>
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	8,287 円	<u>病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）</u>
	退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,945 円	<u>病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）</u>
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,210 円	1 月につき（2 回を限度）
	ターミナルケアマネジメント加算	400	4,420 円	1 月につき
	通院時情報連携加算	50	552 円	1 月につき（1 回を限度）
	運営基準減算			少なくとも 1 か月に 1 回訪問しなければ 50% の減算
	業務継続計画未実施減算			業務継続計画策定未実施の場合、所定の単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算			虐待の発生再発防止のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、所定の単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

- ※ 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※ 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の

- 状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。
 - ※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。
 - ※ ターミナルケアマネジメント加算は、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者へ情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。
 - ※ 通院時情報連携加算は、医師の診察に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報交換を行い、医師から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合に1月に1回を限度として50単位を算定します。
 - ※ 地域区分別の単価（3級地 11.05 円）を含んでいます。

3 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 その他の費用の請求及び支払い方法について

① その他の費用の請求方法等	ア その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② その他の費用の支払い方法等	ア 請求書の内容をご確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振込 振込先 三井住友銀行 西宮支店 普通貯金 口座番号 2578594 イリョウホウジン キ ボウカイ タニムカイビョウイン 口座名義 医療法人 喜望会 谷向 病院 (イ) 谷向病院会計窓口で支払い 会計受付時間 月曜日～土曜日 午前 9：00～午後 5：00 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(介護支援専門員・馬場 知守子)
-------------	------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 虐待防止に関する指針のもと解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者はケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介やその選定理由について事業者に求めることができます。

- (2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

9 業務継続に向けた取り組み

災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、指定居宅介護支援の提供の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 災害時業務継続に向けた計画の策定をします。

- (2) 従業者に対する研修の実施、訓練を実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更をします。

10 感染症の予防及び蔓延防止のための取り組み

感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、指定居宅介護支援の提供の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための計画の策定をして指針を整備します。

- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための研修を実施、訓練をします。

- (3) 定期的に指針を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更をします。

11 身体拘束等の原則禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ ん。また、利用者の家族の個人情報についても、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用 者の家族の個人情報を用いませ ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
---------------	---

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄（ ）
	住 所	
	電 話 番 号	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン日本興亜株式会社
保 険 名	賠償責任保険（ウォームハート）
補償の概要	人的損害賠償金 1 億円

14 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了した日から 5 年間保存します。

16 指定居宅介護支援内容（ケアプラン）の見積もりについて

当事業所は、契約締結前にケアプランの見積もりの作成が可能です。

17 ハラスメント防止について

利用者または家族その他関係者が、介護サービス事業所に対してハラスメント行為（心理的・身体的な苦痛を与える行為）は禁止されています。

具体例として暴行、ものを投げるや殴る蹴る、大声を出す、理不尽な要求、性的な嫌がらせなど相手が脅威・不快に感じる行為をさします。

サービスの中断や契約解除をする場合があります。

18 テレビ電話装置を活用したモニタリングの実施

事業者は下記の要件を満たし、利用者やその家族に対してテレビ電話装置を活用したモニタリングのメリット・デメリットを十分説明した上で実施することが出来ます。

- (1) 利用者または家族の同意を得ること。
- (2) サービス担当者会議で主治医や担当者の合意を得ること。
- (3) 少なくとも 2 月に 1 回は利用者の居宅を訪問すること。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として苦情受付責任者が対応する。

苦情受付責任者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を解決責任者に直ちに報告する。

② 確認事項

相談又は電話については、次の事項について確認する。

⇒ 相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間
担当した職員の氏名(利用者がわかる場合)、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項

③ 相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する。

④ 相談及び苦情の処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。

ア 事業所内において、苦情対応者、解決責任者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。

イ 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。

ウ 会議において検討し、具体的対処者を決定する。

エ 文書により回答を作成し、対処者が事情説明を利用者に対して直接行ったうえで、文書を渡す。

オ 苦情処理の場合、その概要についてまとめたうえで地域包括センター、市町村及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。

カ 事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (指定居宅介護支援事業所おりーぶ)	担 当 者 馬場 知守子 所 在 地 兵庫県西宮市今津水波町6番14号 電話番号 0798-61-1430 FAX 番号 0798-61-1431
【市町村(保険者)の窓口】 西宮市役所 健康福祉局 法人指導課	所 在 地 西宮市六湛寺町10-3 電話番号 0798-35-3082(直通) FAX 番号 0798-34-5465(直通) 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所 在 地 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 8:45~17:15(土日祝は休み)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年西宮市条例第60号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

説 明 者	所 在 地	兵庫県西宮市今津水波町 6 番 1 4 号
	事 業 所 名	医療法人 喜望会 指定居宅介護支援事業所 おりーぶ
	氏 名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

代 理 人	住 所	
	氏 名	印

利用者の ご 家 族	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	

令和 2 年 10 月 1 日 施行
令和 4 年 2 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定
令和 7 年 4 月 1 日 改定

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。(居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。)
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。